

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	農業経済課	検索番号	1 - 19
法令名	農業協同組合法			根拠条項	59- 1
許認可等	農協の設立の認可				
(根拠規定)					
農業協同組合法第59条第1項					
発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。					
(許認可等の基準)					
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針					
(1) 設立に係る認可について					
組合の設立に関し、法第59条第1項(設立)に基づき認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。					
このうち、次の 事項については、この事項が不適正な場合には、組合の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、組合の設立目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第59条第2項に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の設立に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。					
基本的事項					
組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、少なくとも財産的基礎として法第10条の3の規定に基づく最低出資金額を、人的基礎として法第30条第3項に基づく常勤理事の要件をそれぞれ満たしているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後の自己資本基準を勘案し、予定している事業を実施するのに必要な施設を取得するのに必要な資金その他の資金の調達の方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を有しているか。					
形式的事項					
ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。					
イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。					
ウ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。					
エ 設立手続は法第55条から第58条まで等に照らし、適法に行われているか。					
定款の内容に関する事項					
ア 目的、事業等の基本的事項は、法第1条、法第10条等の規定に照らし適正か。					
イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。					
ウ 組合員に関する規定は、法第12条の規定の範囲となっているか。					
エ 経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。					
オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。					
カ 総会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第32条、第34条、第43条の2、第44条、第48条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。					
キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。					
(その他)					
添付書類(農業協同組合法施行細則第3条)					
(1) 定款					
(2) 事業計画書					
(3) 設立理由書及び設立経過報告書					
(4) 発起人会の状況を記載した書面					
(5) 発起人の住所、氏名、年令、職業及び経歴の概要を記載した書面					

- (6) 設立準備会に関する公告の日時、事項及び方法を記載した書面
- (7) 設立準備会議事録謄本
- (8) 創立総会に関する公告の日時、事項及び方法を記載した書面
- (9) 創立総会議事録謄本
- (10) 役員選挙録謄本
- (11) 役員住所、氏名、年齢、正組合員であることの資格事項及び経歴の概要を記載した書面
- (12) 設立の同意を申し出たもののうち正組合員となるべき者及び准組合員となるべきものの数を記載した書面
- (13) 出資組合にあつては、出資引受口数を記載した書面
- (14) 農業協同組合連合会の設立の場合にあつては、前各号の書類のほか、法第44条第1項第7号の規定により連合会の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意したこと、及び同項第8号の規定により農業協同組合連合会への加入を決議したことを証する各組合の総会（総代会）議事録謄本